

証券コード 4418
2026年9月11日
(電子提供措置の開始日 2026年9月4日)

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目4番1号
株 式 会 社 J D S C
代表取締役CEO 加 藤 聡 志

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://jdsc.ai/ir/>



(上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、「IRニュース一覧」「IR資料」の順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「JDSC」または「コード」に当社証券コード「4418」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」をご参照の上、2026年9月25日（金曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月28日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター1階
Room A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第8期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 子会社株式の譲渡契約承認の件
第2号議案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 書面またはインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、株主総会において行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、事前に議決権を行使した上で株主総会に出席されたものの、当日の議決権行使が確認できなかった場合は、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ①事業報告「新株予約権等の状況」
- ②事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ③事業報告「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ④連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」
- ⑤連結計算書類「連結注記表」
- ⑥計算書類「株主資本等変動計算書」
- ⑦計算書類「個別注記表」

従って、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト (<https://jdsc.ai/ir/>) 及び東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年9月28日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年9月25日（金曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2026年9月25日（金曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

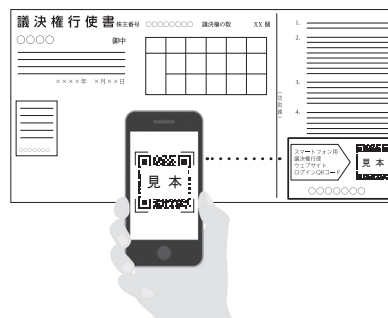
2026年9月25日（金曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載の
QRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの
登録商標です。

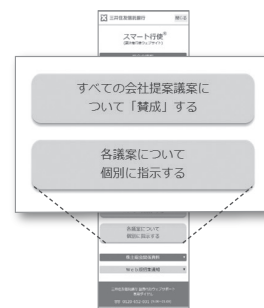


- 2 以降は画面の案内に従って賛否
をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙は
イメージです。

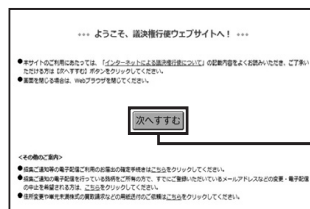
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

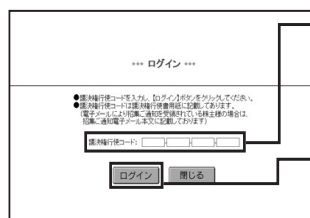
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



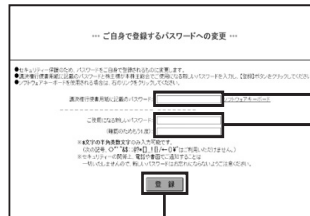
「次へすすむ」
をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載
された「議決権行使コード」
をご入力ください。



「議決権行使
コード」を
入力
「ログイン」
をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載
された「パスワード」を
ご入力ください。



「パスワード」
を入力
実際にご使用
になる新しい
パスワードを
設定してくだ
さい

- 4 以降は画面の案内に従っ
て賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

事業報告

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「UPGRADE JAPAN」をミッションとして掲げ、「産業の価値源泉に深く入り込み、その潜在力をデータ・AI・テクノロジーで解き放つ。」というビジョンを実現すべく、現場と知をつなぐ“産業の変革者”としてAIエージェントやデータサイエンスを核に日本の基幹産業の変革を進め、最先端のAI技術を社会に実装することを目指しております。各産業における企業のAI投資が急拡大しているなか、AX（AI Transformation）やAIが現実世界の動きを認識して最適な行動を起こす「Physical AI」といった領域が成長分野として注目されています。当社グループにおいても自社のAIソリューションを活用したDX/AI導入の支援と、新たなAIエージェント開発など最先端AI技術の活用・社会実装を加速させることで、日本のあらゆる産業における企業変革と抜本的な生産性を向上させるべく、長期パートナーシップを前提とする戦略的なアライアンスをベースにしたJoint R&Dや成長投資として積極的な人材採用と育成による三位一体のチーム体制の強化等の取り組みを進めております。

AIソリューション事業については、DX活用/AI実装支援などの豊富な需要を背景に、新規顧客獲得や既存顧客からのアップセル等もあり業績は好調に推移しました。様々な産業におけるJoint R&Dパートナーと、業界内のプライベートデータの活用に向け、技術・ソリューションアセットの構築を進めております。

また当社では成長投資として人材採用や育成、組織拡大に伴うオフィス拡張等に関する投資を積極的に投下しており、当連結会計年度末における当社の正社員数は220名となりました。今後、2027年6月期第1四半期末までに入社が決定している内定者数を加味すると238名となることが見込まれ、当初の計画を超える推移で順調に組織が拡大・チーム体制を強化しており、今後も拡大する需要に応えてまいります。

フィナンシャル・アドバイザー事業については、スタートアップのM&A市場が拡大傾向にあるなかで、ファイナンス戦略アドバイザー及び

スタートアップの資金調達助言等の案件を複数執行しました。

マーケティング支援事業については、既存の案件に比べてより高い付加価値の案件の拡大と新規顧客獲得に注力してまいりましたが、2025年4月からの郵便料金の改訂に伴い既存顧客のダイレクトメール（DM）発送代行業務に関する取引量が一時的に減少しました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高については、AIソリューション事業において豊富な需要を背景に、これまでグループとして進めてきた積極的な成長投資により組織体制が順調に強化されており、既存案件の拡大及び新規案件の獲得に伴い増収・増益となりましたが、一方で当社グループにおける連結売上高に占める割合が比較的大きいマーケティング支援事業において郵便料金改訂の影響で減収となった結果、22,833,889千円（前期比1.0%減）、売上総利益は2,918,001千円（前期比24.7%増）となりました。

営業利益については、販売費及び一般管理費のうち採用費や賞与引当金といった人材に関する成長投資を引き続き積極的に進めながらも売上総利益の増加により640,909千円（前期比10.2%増）となりました。特に人材採用については、当社の今後の成長に必要であることから、業務委託費をコントロールする等適切なコスト構造へ移行しつつ、引き続き積極的に進めております。

経常利益については、DX/AI活用による産業変革といった観点で連携を強化しているプライベートエクイティファンドとの提携による投資事業組合運用益の増加により853,527千円（前期比62.8%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は関係会社株式売却益の計上及び賃上げ促進税制による税額控除の影響により809,482千円（前期比134.2%増）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

(単位：千円)

	AI ソリューション事業	フィナンシ ヤル・アド バイザリー 事業	マーケティ ング支援事業	合計	調整額	連結計算書類 計上額
売上高						
外部顧客 への売上 高	4,508,714	394,728	17,930,446	22,833,889	-	22,833,889
セグメン ト間の内 部売上高 又は振替 高	-	-	460	460	△460	-
計	4,508,714	394,728	17,930,906	22,834,350	△460	22,833,889
セグメン ト利益又 は 損 失 (△)	543,571	103,291	△8,168	638,694	2,215	640,909
その他の 項目						
減価償 却費	22,811	383	67,227	90,423	-	90,423
のれん 償却額	-	-	33,503	33,503	-	33,503

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、68,020千円であります。その主なものは、オフィス設備に関する建物附属設備の増加及び従業員が使用するパソコンであり、従業員の増加に対応することを目的としたものであります。

③ 資金調達の状況

長期的な関係強化と資本面における提携関係を構築することを目的に、2025年7月1日を払込期日とする第三者割当増資により499,904千円、2025年11月7日を払込期日とする第三者割当増資により1,489,600千円を調達しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年12月に、関連会社のseawise株式会社の当社が保有する全株式を譲渡しました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2023年6月期)	第6期 (2024年6月期)	第7期 (2025年6月期)	第8期 (当連結会計年度) (2026年6月期)
売上高 (千円)	1,939,668	16,457,876	23,055,669	22,833,889
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	24,391	△12,183	524,187	853,527
親会社株主に帰 属する当期純利 益又は親会社株 主に帰属する当 期純損失 (△) (千円)	1,292	△278,397	345,677	809,482
1株当たり当期 純利益又は1株 当たり当期純損 失 (△) (円)	0.09	△21.03	25.34	53.26
総 資 産 (千円)	4,221,108	7,605,353	7,987,078	10,637,868
純 資 産 (千円)	3,619,709	3,361,188	3,900,552	6,757,597
1株当たり純資産 (円)	270.46	247.76	281.44	418.02

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2023年6月期)	第6期 (2024年6月期)	第7期 (2025年6月期)	第8期 (当事業年度) (2026年6月期)
売上高 (千円)	1,866,969	1,896,415	2,844,572	4,508,714
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	52,661	△107,595	400,586	769,412
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	31,471	△332,848	422,803	716,472
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	2.42	△25.14	31.00	47.14
総 資 産 (千円)	4,155,861	5,187,489	5,710,466	8,258,893
純 資 産 (千円)	3,590,874	3,266,421	3,837,934	6,561,990
1株当たり純資産 (円)	272.75	245.93	285.38	415.48

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ファイナンス・プロデュース (注)	26,521千円	49.0%	投資銀行事業（スタートアップM&A、大型IPO、カーブアウト等の助言）
メールカスタマーセンター株式会社	223,800千円	100.0%	ダイレクトメールの企画、制作、発送代行等（マーケティング支援事業）
MCC Logistics株式会社	45,000千円	100.0%	梱包、出荷代行業務（マーケティング支援事業）

(注) 1. 当社における株式会社ファイナンス・プロデュースの議決権比率は50%以下ではありますが、財務諸表等規則に規定する実質支配力基準に基づき、同社を連結子会社としております。詳細につきましては、2022年10月7日公表の「株式会社ファイナンス・プロデュースとの戦略的な資本業務提携及び連結子会社化に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	メールカスタマーセンター株式会社
特定完全子会社の住所	東京都中央区築地7-2-1 THE TERRACE TSUKIJI 2階WEST
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,225,600千円
当社の総資産額	8,258,893千円

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。seawise株式会社につきましては、当連結会計年度において全株式を売却したため、重要な関連会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 産業及び顧客基盤の拡張

当社グループの特徴と優位性は「特定産業に依存しない事業展開を可能とする再現性の高さ」と「データ蓄積により精度が向上し続ける機械学習のアルゴリズム」にあります。AI構築・実装の技術的知見に加え、AI活用による具体的解決策や難度の高いプロジェクトを推進するビジネス面での執行力を備えており、幅広い産業に適用可能と考えております。再現性を持ってAI実装/DX推進を実現できるインキュベーターとして、既存事業・ソリューションで積み上げた実績や知見を活用し、新規の産業に展開しながら顧客基盤を拡張して継続的に成長を続けてまいります。

② 既存ソリューションの強化と新規ソリューションの開発

当社グループは、多数の産業のリーディングカンパニーとの協業を通じ、多くのAIソリューションを創出してまいりました。既存ソリューションの新産業・顧客への展開や、既存産業・顧客からの新ソリューション創出により、クロスセルを実現できる点が強みとなっております。今後は機能追加や効率化による既存ソリューション強化と新規開発への投資を進め、継続的な高成長を実現してまいります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社グループには、AIアルゴリズム構築やシステム実装に強いデータサイエンティストやエンジニアに加え、AI活用の具体策提示や難度の高いプロジェクトを推進できるコンサルタントやプロジェクトマネジャーが在籍しております。優秀な人材こそ最大の優位性であり、継続的な強化が重要と認識しております。また、ビジネス、データサイエンス、エンジニアリングの三位一体の人材体制を維持するため、横断型人材を育成する制度・施策を実施しております。例えば、コンサルティング出身者のGCP (Google Cloud Platform) Professional Data Engineer資格保有や論文実績を持つ者、エンジニア出身でMBAを取得する者など、複数領域に専門性を持つ人材も多数在籍しております。今後も技術及びビジネス両面に卓越した人材の育成・採用に投資を継続してまいります。

④ 技術力の更なる強化

当社グループは東京大学との密接な連携や同大研究室に所属する社員による最先端技術研究のトラッキングを行っております。また、世界的コンペティションであるKaggleでの金メダル獲得や社会実装で得た知見を国際論文として多数発表するなど成果を上げております。技術革新が進む中、今後も最先端技術の取り込みと社会実装に向けて、技術力の強化に積極的に投資を継続してまいります。

⑤ 経営の安定と非連続な成長を支える事業資金の確保

事業拡大に伴う人材獲得や経営基盤の強化が必須であると考えております。また、非連続な成長を実現するためには、M&A等の戦略的なアクションも重要と認識しております。これらの投資に必要な事業資金を安定的に確保し、かつ、外部環境の変動などの不測の事態に備えるために、金融機関の信用枠も含め財務基盤の安定化に努めております。今後も資金調達に加えて、財務基盤の安定化に資する施策を講じてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは事業内容の進化、グループ会社の増加により、事業・組織両面での成長を続けている段階にあり、グループ全体での業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社及び子会社・関連会社との適切な連携を前提としたバックオフィス業務の整備を推進し、経営の公平性・透明性を確保するため、企業規模の拡大に適う、より強固な内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑦ 子会社管理の強化

当社グループでは、子会社を3社（株式会社ファイナンス・プロデュース、メールカスタマーセンター株式会社及びMCC Logistics株式会社）有しており、以下の主要なリスクに対応するための施策に取り組んでまいります。

ア M&A、出資等について

2022年11月に連結子会社化した株式会社ファイナンス・プロデュース及び2023年10月に連結子会社化したメールカスタマーセンター株式会社は、当社グループの業績に大きく貢献するものと見込んでおります。しかしながら、事業環境の変化等により業績が当初の想定を下回る場合、のれんの減損処理等が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。そのため、M&Aや出資等を通じて連結子会社化した各グループ会社の管理体制を整備し、当社グループ全体における戦略的な連携を進めることで相乗効果を生じさせる等によりリスクへの耐性を高めてまいります。なお、当連結会計年度における状況については、第8期定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項（交付書面省略事項）「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記（1）のれん及び顧客関連資産」をご参照ください。

イ オフラインマーケティング業界の需要構造の変化について

当社グループのマーケティング支援事業はメールカスタマーセンター株式会社による紙のダイレクトメール（DM）発送代行業務を中心にサービス提供を行っております。紙のダイレクトメール（DM）は、販売促進を目的とするものをはじめ、公共サービスにおける各種通知や業務通信などに利用されるとともに、デジタルマーケティングとの組み合わせによる利用が図られるなど、顧客企業のプロモーション手法として広く定着しておりますが、将来において、顧客企業のプロモーション手法に大きな変化が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。そのため、当社グループのAIやデータサイエンスの知見も活用し、高付加価値なサービスを開発・提供する等、顧客企業から選ばれ続ける状態を目指し、事業リスク低減に取り組んでまいります。

ウ 郵便制度改正について

当社グループのマーケティング支援事業はメールカスタマーセンター株式会社による紙のダイレクトメール（DM）発送代行業務を中心にサービス提供を行っております。郵便制度は、我が国のインフラとして持続性

を有していますが、サービス内容や料金の改正によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。そのため、郵便制度の変更が生じた際には、個別商品ごとの切替需要を取り込むことができるように、提供するサービスや価格を柔軟かつ機動的に変更する等によって、事業リスク低減に取り組んでまいります。

なお、2026年8月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるメールカスタマーセンター株式会社の全株式をラクスル株式会社に譲渡することを決議し、株式譲渡契約書を締結いたしました。

連結計算書類 連結注記表 9. 重要な後発事象に関する開示をご参照ください。

エ 不正行為に関する再発防止策について

2025年2月13日に公表しております「当社連結子会社の元従業員による不正行為に係る調査結果及び業績に与える影響等に関するお知らせ」のとおり、当社連結子会社であるメールカスタマーセンター株式会社において発覚した元従業員による過年度の不正行為に関して、職務分掌や担当者のローテーション制度の採用、管理簿の作成及び承認ルールの整備、内部統制機能の強化等の再発防止策の整備運用を進めております。当社グループ全体の内部統制の強化、コンプライアンス遵守の意識徹底を図り、今後の再発防止と信頼回復に真摯に取り組んでまいります。

⑧ 海外への事業展開

当社グループは中長期的には、日本国内の社会課題を解決する過程で培った知見と経験を活用し、グローバル展開も見据えております。特に当社グループが注力しており先行する「生産人口減少への対応」や「高齢化社会への対応」という領域は、日本が最も先進的でもあるため、当社グループのAPIやアルゴリズムに対する需要はグローバルでも拡大していくと考えております。今後は、当社グループのパートナーである各産業の大手企業とも連携しながら、将来的な事業展開も見据えて市場調査や基盤整備を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

事業区分	会社名	事業内容
AIソリューション事業	株式会社JDSC	機械学習等を活用したアルゴリズムモジュールの開発とライセンス提供事業、ITシステムの開発と運用事業、データサイエンスに関する顧問・コンサルティング事業
フィナンシャル・アドバイザリー事業	株式会社ファイナンス・プロデュース	投資銀行事業（スタートアップM&A、大型IPO、カーブアウト等の助言）
マーケティング支援事業	メールカスタマーセンター株式会社	ダイレクトメールの企画、制作、発送代行等（マーケティング支援事業）

(6) 主要な営業所及び工場（2026年6月30日現在）

① 当社

本社：東京都文京区

② 子会社

株式会社ファイナンス・プロデュース：東京都港区

メールカスタマーセンター株式会社：東京都中央区

(7) 使用人の状況（2026年6月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
AIソリューション事業	220	96
フィナンシャル・ アドバイザー事業	10	3
マーケティング支援事業	33	1
合 計	263	100

（注）上記の他、臨時従業員は14名（年間の平均雇用人数）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
220名	96名増	37.6歳	1.4年

（注）上記の他、臨時従業員は14名（年間の平均雇用人数）であります。

(8) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	1,131,680千円

（注）シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行をエージェントとする協調融資によるものです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2026年8月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるメールカスタマーセンター株式会社の全株式をラクスル株式会社に譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。

連結計算書類 連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

2. 株式の状況（2026年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 49,640,000株

(2) 発行済株式の総数 16,181,100株（自己株式388,590株を含む）

（注）発行済株式の総数は、新株予約権の行使による161,700株、2025年7月1日付の第三者割当増資による新株発行584,000株、2025年10月17日付の譲渡制限株式報酬としての新株発行2,400株、及び2025年11月7日付の第三者割当増資による新株発行1,600,000株により2,348,100株増加しております。

(3) 株主数 7,066名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
加 藤 聡 志	3,936千株	24.93%
特定金外信託受託者株式会社 S M B C 信 託 銀 行	1,749	11.08
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社	1,600	10.13
A Z - C O M 丸和ホールディングス 株 式 会 社	584	3.70
S C S K 株 式 会 社	413	2.62
淵 高 晴	392	2.48
橋 本 圭 輔	280	1.77
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	265	1.68
ダ イ キ ン 工 業 株 式 会 社	233	1.48
中 部 電 力 株 式 会 社	233	1.48

（注）持株比率は自己株式（388,590株）を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	800株	1名
執行役員	1,600株	2名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告19頁「3. (4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役（2026年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職
代 表 取 締 役 C E O	加 藤 聡 志	株式会社ファイナンス・プロデュース 取締役 メールカスタマーセンター株式会社 取締役 MCC Logistics株式会社 取締役
代 表 取 締 役 C O O	佐 藤 飛 鳥	—
取 締 役 C F O	平 井 良 介	株式会社ファイナンス・プロデュース 取締役 メールカスタマーセンター株式会社 取締役 MCC Logistics株式会社 取締役
取 締 役	田 中 謙 司	東京大学大学院工学系研究科 教授 株式会社グリッド 社外取締役
取 締 役	釧 持 駿	株式会社enableX 代表取締役CEO
常 勤 監 査 役	湯 本 和 伯	メールカスタマーセンター株式会社 監査役
監 査 役	高 橋 知 洋	AZX Professionals Group 弁護士 ブリッジインターナショナル株式会社 社外 監査役 株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	畠 山 登 志 弘	畠山公認会計士事務所

- (注) 1. 取締役 田中謙司氏及び取締役 釧持駿氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 湯本和伯氏、監査役 高橋知洋氏及び監査役 畠山登志弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 畠山登志弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役の両氏及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合において、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員（既に退任または退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等、身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償請求並びに倒産に関する損害賠償請求などの場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	67,730 (7,750)	66,978 (7,750)	— (—)	752 (—)	7 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	79,730 (19,750)	78,978 (19,750)	— (—)	752 (—)	10 (5)

(注) 1. 上表には、2025年9月25日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年9月29日開催の第3期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、2023年9月26日開催の第5期定時株主総会において、株式報酬の額として年額6,000万円以内、株式数の上限を年12万株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）であります。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年9月29日開催の第3期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）であります。
4. 非金銭報酬等として、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給しております。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式の状況（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役CEO加藤聡志氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社内取締役を除く各取締役の業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。また、業務執行取締役の報酬については、社外取締役の意見を確認して決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	田 中 謙 司	東京大学大学院 株式会社グリッド	重要な取引、その他の関係はありません。
	釧 持 駿	株式会社enableX	重要な取引、その他の関係はありません。
社外監査役	湯 本 和 伯	メールカスタマーセンター株式会社	同社は当社の子会社であります。
	高 橋 知 洋	AZX Professionals Group ブリッジインターナショナル株式会社 株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン	重要な取引、その他の関係はありません。
	畠 山 登 志 弘	畠山公認会計士事務所	重要な取引、その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 田 中 謙 司	当事業年度に開催された取締役会18回中17回に出席しております。 AI/DX領域に関する豊富な専門知見に加え、コンサルティング会社及び投資ファンドでの業務経験で培った実務的視点、アカデミックな立場からの幅広い観点を活かした有益な助言を行うとともに、取締役会における適切な監督・牽制機能を果たしております。
取締役 釧 持 駿	就任後開催の取締役会13回中12回に出席しております。 コンサルティングファーム及び事業会社での経営戦略・事業開発・マーケティング領域における豊富な経験と実績に加え、複数の創業・売却経験や投資家としてのハンズオン支援による企業価値向上・エグジットの実績を有しており、多面的な視点に基づく有益な助言と適切な牽制機能を果たしております。
監査役 湯 本 和 伯	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。 事業会社での新規事業立ち上げなどの豊富な知識と経験に基づき、当社の内部統制全般について適宜発言を行っております。
監査役 高 橋 知 洋	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。 弁護士として高い専門性及び法令全般に関する知見に加え、他社の社外監査役を歴任している経験から、当社のコンプライアンス体制等について適宜発言を行っております。
監査役 畠 山 登 志 弘	当事業年度に開催された取締役会18回中17回に、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての高度な専門知識と豊富な実務経験を活かし、財務及び会計の専門的見地から、当社の経理システム並びに内部監査等について適宜発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年 6 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,246,475	流 動 負 債	2,564,870
現金及び預金	5,127,904	買 掛 金	1,650,732
受取手形、売掛金	2,956,015	1年以内返済予定	254,436
及び契約資産		長期借入金	
前払費用	109,192	未 払 金	241,560
その他	66,959	未払費用	47,122
貸倒引当金	△13,596	未払法人税等	146,729
固 定 資 産	2,391,392	未払消費税等	131,216
有形固定資産	118,173	契約負債	6,513
建物	83,425	賞与引当金	47,293
工具、器具	119,556	その他	39,266
及び備品		固 定 負 債	1,315,401
その他	30,323	長期借入金	883,138
減価償却累計額	△115,132	繰延税金負債	323,302
無形固定資産	1,667,552	退職給付に	
のれん	577,933	係る負債	31,841
顧客関連資産	1,086,750	賞与引当金	28,830
ソフトウェア	2,868	資産除去債務	28,537
投資その他の資産	605,667	その他	19,752
投資有価証券	190,135	負 債 合 計	3,880,271
繰延税金資産	186,495	(純 資 産 の 部)	
敷金及び保証金	142,705	株 主 資 本	6,601,643
その他	164,641	資 本 金	10,693
貸倒引当金	△78,310	資本剰余金	6,139,047
		利益剰余金	728,179
		自己株式	△276,277
		新株予約権	503
		非支配株主持分	155,449
		純 資 産 合 計	6,757,597
資 産 合 計	10,637,868	負 債 純 資 産 合 計	10,637,868

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,833,889
売上原価		19,915,887
売上総利益		2,918,001
販売費及び一般管理費		2,277,091
営業利益		640,909
営業外収益		
受取利息	7,652	
補助金収入	20,716	
投資事業組合運用益	268,448	
その他	11,027	307,845
営業外費用		
支払利息	26,138	
株式交付費	9,187	
貸倒引当金繰入額	31,875	
支払手数料	7,207	
持分法による投資損失	15,235	
その他	5,583	95,227
経常利益		853,527
特別利益		
固定資産売却益	13	
関係会社株式売却益	96,967	96,980
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		950,508
法人税、住民税及び事業税	245,064	
法人税等調整額	△144,016	101,047
当期純利益		849,460
非支配株主に帰属する当期純利益		39,978
親会社株主に帰属する当期純利益		809,482

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,305,271	流 動 負 債	788,013
現金及び預金	4,194,203	1年内返済予定の 長期借入金	251,328
売掛金及び契約資産	983,813	未 払 金	199,234
前 払 費 用	95,103	未 払 費 用	30,759
そ の 他	32,150	未 払 法 人 税 等	131,020
固 定 資 産	2,953,621	未 払 消 費 税 等	118,832
有 形 固 定 資 産	111,936	契 約 負 債	6,006
建 物	82,134	賞 与 引 当 金	20,333
工具、器具及び備品	103,274	そ の 他	30,498
減価償却累計額	△73,471	固 定 負 債	908,889
投資その他の資産	2,841,684	長 期 借 入 金	880,352
投資有価証券	186,877	資 産 除 去 債 務	28,537
関係会社株式	2,293,427	負 債 合 計	1,696,902
敷金及び保証金	119,213	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	156,795	株 主 資 本	6,561,487
そ の 他	117,245	資 本 金	10,693
貸倒引当金	△31,875	資 本 剰 余 金	6,139,047
		資 本 準 備 金	3,382,990
		その他資本剰余金	2,756,056
		利 益 剰 余 金	688,022
		その他利益剰余金	688,022
		繰越利益剰余金	688,022
		自 己 株 式	△276,277
		新 株 予 約 権	503
		純 資 産 合 計	6,561,990
資 産 合 計	8,258,893	負 債 純 資 産 合 計	8,258,893

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,508,714
売 上 原 価		2,385,737
売 上 総 利 益		2,122,977
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,579,405
営 業 利 益		543,571
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,479	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	268,448	
設 備 賃 貸 料	1,552	
補 助 金 収 入	20,716	
そ の 他	7,557	303,755
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,385	
株 式 交 付 費	9,187	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	31,875	
支 払 手 数 料	7,207	
そ の 他	4,259	77,914
経 常 利 益		769,412
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	13	13
税 引 前 当 期 純 利 益		769,425
法人税、住民税及び事業税	169,427	
法 人 税 等 調 整 額	△116,474	52,953
当 期 純 利 益		716,472

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 25 日

株式会社JDSC

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 杉 原 伸 太 朗

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊 藤 裕 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社JDSCの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JDSC及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 25 日

株式会社JDSC

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 杉 原 伸 太 朗

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊 藤 裕 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社JDSCの2025年7月1日から2026年6月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記

表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月25日

株 式 会 社	J D S C
常勤監査役(社外監査役)	湯 本 和 伯 ㊞
監 査 役 (社 外 監 査 役)	高 橋 知 洋 ㊞
監 査 役 (社 外 監 査 役)	畠 山 登 志 弘 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 子会社株式の譲渡契約承認の件

2026年8月14日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の連結子会社であるメールカスタマーセンター株式会社（以下「MCC」といいます。）の全株式を、ラクスル株式会社（以下「ラクスル」といいます。）に譲渡すること（以下「本件株式譲渡」といいます。）を決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に基づき、本件株式譲渡契約のご承認をお願いするものです。

なお、本件株式譲渡の実行日は、2026年10月1日を予定しており、2027年6月期において、関係会社株式売却益として特別利益を計上する予定です。

1. 子会社株式譲渡を行う理由

当社グループは、「UPGRADE JAPAN」をミッションとして掲げ、「産業の価値源泉に深く入り込み、その潜在力をデータ・AI・テクノロジーで解き放つ。」というビジョンを実現すべく、現場と知をつなぐ“産業の変革者”としてAIエージェントやデータサイエンスを核に日本の基幹産業の変革を進め、最先端のAI技術を社会に実装することを目指しております。

当社は、2023年10月にMCCを完全子会社化し、マーケティングを活用した事業変革やグループ内でのクロスセルの取り組みを進めてまいりました。その結果、2025年4月の郵便料金の改訂に伴う一時的な取引量の減少による減収の影響はありましたが、既存顧客の平均粗利率約3%に対して、直近1年の新規獲得顧客の平均粗利率は約8%に改善するなど高付加価値商材の拡大にも注力し、また将来の収益改善につながる事業構造の変革についても一定の成果をあげてまいりました。

当社グループを取り巻く環境としては、各産業における企業のAI投資が急拡大しているなか、AIエージェント開発を中心としたAX（AI Transformation）やAIが現実世界の動きを認識して最適な行動を起こす「フィジカルAI」といった領域が成長分野として注目されており、当社においても自社のAIソリューションを活用したDX/AI導入の支援や新たなAIエージェント開発など最先端AI技術の活用・実装支援に関する引き合いが高まっているなかで、今後も見込まれる急速な需要増加に対応していくために、当社グループとして経営資源を適切に配分し、グループの事業ポートフォリオの最適化に向けた検討を続けてまいりました。

その中で、新たな株主候補としてラクスルとの交渉を重ねてきた結果、当社グループとして経済的合理性のある取引であり、且つMCCとしてもラクスルグルー

プのプラットフォームのもとでダイレクトメール配送体制を整備させることが今後の事業価値向上につながると判断したことから、両社の合意に至り株式を譲渡することといたしました。

2. 子会社株式譲渡契約の内容の概要

本件株式譲渡契約の内容の概要は別紙のとおりです。なお、概要の作成に際しては、判断に影響を与えない範囲において一般的な条項の記載および個人情報や非公開情報等を含む一部の内容別紙を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しております。

当社は、本件株式譲渡契約に定められた各前提条件が充足されること等を条件として、2026年10月1日をもって、当社が保有するメールカスタマーセンター株式会社の株式の全株式をラクスル株式会社に譲渡いたします。

3. 子会社株式譲渡契約に基づき当社が受領すべき対価の相当性に関する事項の概要

当社は、本件株式譲渡契約に従い、保有するメールカスタマーセンター株式会社の株式の全部を、ラクスル株式会社に対して2,700百万円（以下「本件株式譲渡価額」といいます。）で譲渡いたします。

本件株式譲渡価額の決定に際して、外部専門家によるアドバイザーを利用した当社による株価算定の結果及びメールカスタマーセンター株式会社の事業、財務状況並びに今後の見通し等を勘案のうえ、ラクスル株式会社との間で交渉を重ねた結果、本件株式譲渡価額にて合意に至っており、本株式譲渡価額は相当であると判断しております。

4. 譲渡する子会社の概要

(1)	名 称	メールカスタマーセンター株式会社		
(2)	所 在 地	東京都中央区築地七丁目2番1号		
(3)	代表者の役職・氏 名	代表取締役 太田 淳一郎		
(4)	事 業 内 容	ダイレクトメールの発送代行業		
(5)	資 本 金	2億2,380万円		
(6)	設 立 年 月 日	平成11年（1999年）7月2日		
(7)	大株主及び持株比 率	株式会社JDSC（持株比率100%）		
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	議決権の100%を保有しております。	
		人 的 関 係	当該会社に役員を派遣しております。	
		取 引 関 係	取引関係はございません。	
(9)	当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2024年6期	2025年6期	2026年6期
	純 資 産	802百万円	812百万円	865百万円
	総 資 産	2,738百万円	2,550百万円	2,624百万円
	1株当たり純資産	8,021,317円	8,120,086円	8,650,532円
	売 上 高	14,397百万円	19,873百万円	17,847百万円
	営 業 利 益	179百万円	143百万円	100百万円
	経 常 利 益	179百万円	122百万円	102百万円
	当 期 純 利 益	119百万円	9百万円	53百万円
	1株当たり 当 期 純 利 益	1,195,079円	98,769円	530,445円
	1株当たり配当金	－円	－円	－円

5. 子会社株式の譲渡先の概要

(1)	名 称	ラクスル株式会社	
(2)	所 在 地	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ 森JPタワー 19階	
(3)	代表者の役職・ 氏 名	代表取締役社長 グループCEO 永見 世央	
(4)	事 業 内 容	印刷・集客支援のプラットフォーム「ラクスル」の運営	
(5)	資 本 金	4,736百万円	
(6)	設 立 年 月 日	2009年9月1日	
(7)	純 資 産	20,206百万円	
(8)	総 資 産	47,591百万円	
(9)	大株主及び持株 比 率	松本 恭攝 18.35%、MSIP CLIENT SECURITIES 9.88%、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 7.44% 他	
(10)	上 場 会 社 と 当該会社の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
		人 的 関 係	該当事項はありません。
		取 引 関 係	該当事項はありません。
		関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。

株式譲渡契約書

株式会社JDSC（以下「売主」という。）及びラクスル株式会社（以下「買主」という。）は、売主が保有するメールカスタマーセンター株式会社（以下「対象会社」という。）の株式の譲渡に関し、2026年8月14日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり合意し、株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式の譲渡）

1. 本契約の定めるところに従い、売主は、自己が保有する対象会社の発行済A種種類株式100株（以下「本株式」という。）を、買主に対して、譲渡担保権、質権等の担保権、差押え、仮差押え、その他の法的負担（以下「本負担」と総称する。）なく譲渡し、買主は売主からこれらを譲り受ける（以下「本株式譲渡」という。）。
2. 本株式の譲渡価額（以下「本株式譲渡価額」という。）は、合計金27億円とする。
3. 本株式譲渡は、2026年10月1日又は別途売主及び買主が合意したその他の日（以下「クロージング日」という。）に、第2条に従い実行される。

第2条（クロージング）

1. 売主は、クロージング日に、買主から次項に基づく支払を受けることと引換えに、本株式にかかる株券及び売主が記名捺印した本株式譲渡にかかる対象会社の株主名簿名義書換請求書を買主に交付する。
2. （略）
3. 売主及び買主は、第2項に基づく支払後直ちに、対象会社に対し、本株式につき、買主を新たな株主として記載する対象会社の株主名簿の書換えを請求する（以下、当該請求を「株主名簿書換請求」という。）ものとする。

第3条（本株式譲渡の前提条件）

1. 売主は、クロージング日において次の条件が満たされていることを条件として、前条に定める自己の義務を履行するものとする。ただし、売主は、その任意の裁量により、かかる条件をいずれも放棄することができる。なお、かかる条件の全部又は一部の放棄によっても、本契約に基づく買主に対する補償の請求が妨げられるものではない。
 - (1) 第5条第1項において買主が表明及び保証した事項が、いずれも真実か

つ正確であること。

- (2) 買主が本契約に基づく義務につき違反（軽微な違反を除く。なお、第11条の違反は軽微な違反ではない。）をしていないこと。
 - (3) 売主において、法令又はその他規則等に基づき必要とされる機関決定（本契約を承認する旨の売主の株主総会特別決議を含むが、これに限られない。）を経ていること。
 - (4) 売主から買主への本株式の譲渡を承認する旨の対象会社の取締役会決議が適法かつ有効になされていること。
2. 買主は、クロージング日において次の条件が全て満たされていることを条件として、前条に定める自己の義務を履行するものとする。ただし、買主は、その任意の裁量により、かかる条件のいずれも放棄することができる。なお、かかる条件の全部又は一部の放棄によっても、本契約に基づく売主に対する補償の請求が妨げられるものではない。
- (1) 第4条第1項及び第2項において売主が表明及び保証した事項が、いずれも真実かつ正確であること。ただし、真実性又は正確性を欠く事項について、軽微であると客観的かつ合理的判断される事項を除く。
 - (2) 売主が本契約に基づく義務につき違反をしていないこと。ただし、当該違反が軽微であると客観的かつ合理的判断される事項を除く。
 - (3) 本契約締結日以降、対象会社の事業、資産、負債、財務状況、経営成績又はキャッシュフローの状況に悪影響を及ぼすおそれのある事象が生じておらず、その他本株式譲渡価額に関する判断を悪化させる要因が発生していないこと。ただし、当該事象が対象会社の状況等に照らし軽微であると客観的かつ合理的判断される事項を除く。
 - (4) 売主から買主への本株式の譲渡を承認する旨の対象会社の取締役会決議が適法かつ有効になされていること。
 - (5) 本契約を承認する旨の売主の株主総会特別決議が適法かつ有効になされていること。
 - (6) 第6条第4項に従い、加藤エルテス聡志氏、平井良介氏及び湯本和伯氏（以下、個別に又は総称して「辞任役員」という。）から対象会社に対して、クロージング日付で対象会社の役員を辞任する旨の辞任届が提出されていること。
 - (7) 買主において、法令又はその他規則等に基づき必要とされる機関決定を経ていること。
 - (8) 売主がクロージング日までに履行すべきとされる本契約上の義務を履行していること。ただし、不履行部分について速やかに履行の完了が

見込まれるものであり、かつ不履行部分の影響が対象会社の資産、負債、財務状況、経営成績又はキャッシュフローの観点から軽微であると客観的かつ合理的に判断される事項の不履行を除く。

- (9) 買主が売主より、以下に掲げる書面（原本又は真正な写し。ただし、対象会社の名義又は対象会社に宛てられた書類については、対象会社による原本証明を付したものとする。）を受領していること。

- ① 本項第4号に定める取締役会議事録
- ② 本項第5号に定める売主の株主総会議事録
- ③ 本項第6号に定める辞任届
- ④ 株主名簿書換請求を行う書面（売主による押印がなされたもの）及び売主の印鑑証明書（クロージング日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(10) （略）

(11) （略）

(12) （略）

- (13) 第6条第10項に従い、対象会社が保有する自己株式の全てが消却されたこと。

- (14) 第6条第11項に従い、本株式に設定されている質権がクロージング日中に解除されることが確実であること。

- (15) 対象会社等（第6条に定義される。）において不正な取引が行われていないこと。

- (16) 買主において、本株式譲渡を実行するために必要な一切の手続（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び外国為替及び外国貿易法に基づいて買主において必要となる手続を含む。）が完了していること。

第4条（売主の表明及び保証）

1. 売主は、買主に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙4.1記載の各事項がいずれも真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。ただし、買主が、クロージング日までに、売主の表明及び保証した事実が真実と異なることを認識した事実又は事由は、本項に定める売主の表明及び保証の違反を構成しないものとする。なお、本項但書の適用にあたっては、本株式譲渡に関連して行われたデューディリジェンスその他の過程において、売主（その役職員及びアドバイザー等を含む。）が買主（その役職員若しくはアドバイザー等を含む。）に対して開示した資料（電子

メール、電子ファイル等のデータを含む。)又は情報(書面又はデータにより開示された情報又は、口頭等無形の方法で開示された情報のうち、買主がその内容を認識した旨を書面又はデータにより売主に提示したものに限り、上記以外の口頭等無形の方法で開示した情報は含まない。)については、買主が当該開示の時点において認識したものとみなす。

2. 売主は、買主に対し、本契約締結日及びクロージング日において(ただし、別途規定する場合はその日において)、別紙4.2記載の各事項がいずれも真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。ただし、買主が、クロージング日までに、売主の表明及び保証した事実が真実と異なることを認識した事実又は事由は、本項に定める売主の表明及び保証の違反を構成しないものとする。なお、本項但書の適用にあたっては、本株式譲渡に関連して行われたデューディリジェンスその他の過程において、売主(その役職員及びアドバイザー等を含む。)が買主(その役職員若しくはアドバイザー等を含む。)に対して開示した資料(電子メール、電子ファイル等のデータを含む。)又は情報(書面又はデータにより開示された情報又は、口頭等無形の方法で開示された情報のうち、買主がその内容を認識した旨を書面又はデータにより売主に提示したものに限り、上記以外の口頭等無形の方法で開示した情報は含まない。)については、買主が当該開示の時点において認識したものとみなす。
3. 売主は、前二項に定める表明及び保証に関し、誤り又は不正確な事項があったことを知った場合には、誤り又は不正確である理由を記載した書面により直ちに買主に通知するものとする。ただし、かかる通知によっても、当該表明及び保証に関し誤り又は不正確な事項があったことに基づく本契約上の責任を免れるものではない。
4. 本条に基づく表明及び保証は、売主が行う唯一のものであり、売主はこれ以外の表明及び保証について、明示的か黙示的かを問わず一切行わない。

第5条(買主の表明及び保証)

1. 買主は、売主に対して、本契約締結日及びクロージング日において、別紙5.1記載の各事項がいずれも真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。ただし、売主が、クロージング日までに、買主の表明及び保証した事実が真実と異なることを認識した事実又は事由は、本項に定める買主の表明及び保証の違反を構成しないものとする。
2. 買主は、前項に定める自らの表明及び保証に関し、誤り又は不正確な事項があったことを知った場合には、誤り又は不正確である理由を記載した書

面により直ちに売主に通知するものとする。ただし、かかる通知によっても、当該表明及び保証に関し誤り又は不正確な事項があったことに基づく本契約上の責任を免れるものではない。

3. 本条に基づく表明及び保証は、買主が行う唯一のものであり、買主はこれ以外の表明及び保証について、明示的か黙示的かを問わず一切行わない。

第6条（売主の誓約事項）

1. 売主は、本契約締結日からクロージング日までの間、対象会社をして、対象会社及びMCC Logistics株式会社（以下「対象会社子会社」といい、対象会社と対象会社子会社を総称して「対象会社等」という。）の事業の運営及び資産の管理を行わせるものとする（引き続き信書該当性の確認を適切に実施すること、及び不正な取引が発生しないようにすることを含む。）。売主は、本契約に別段の定めがある場合又は買主が同意（かかる同意は不合理に拒絶、留保又は遅延されないものとする。）した場合を除き、本契約締結日からクロージング日までの間、対象会社をして、対象会社等の業務を本契約締結日以前における対象会社等の通常の業務の範囲内において遂行させ、かつ、以下の各号に定める行為を行わせないものとする。
 - (1) 定款その他社内規程の変更
 - (2) 対象会社等を当事者とする、対象会社がその事業を遂行するにあたって重要な契約（日本郵便株式会社及びヤマト運輸株式会社との契約を含むがこれらに限られない。以下「対象契約」という。）の締結、変更又は解除
 - (3) 対象会社等の取扱う商品又はサービスの変更（重要な商品又はサービスの新規追加・廃止に限定し、本株式譲渡に関連して行われたデュエディリジェンスその他の過程において、売主又は対象会社が買主に対して書面にて開示済みの内容を除く。）
 - (4) 重要な資産の取得又は処分
 - (5) 設備投資（ただし、1,000,000円以下又は通常の業務範囲内の設備の買替費用、その他設備の維持、保守及び管理等にかかる費用は除く。）
 - (6) 年間投資額1,000,000円を超えるシステム（Saas含む。）への新規投資、既存システムの改修、リプレイス、契約プランの変更及びそれに類する取引の決定
 - (7) 貸付又は社債その他類似の証券の引受け又は取得

- (8) 第三者の発行する株式その他の持分（これらに転換又は転化し得るものを含む。）の引受け又は取得
 - (9) 借入れ、債務保証又は保有資産への担保設定
 - (10) 対象会社等を債権者、第三者を債務者とする場合の、当該第三者の債務の免除、当該債務の利息の減免又は弁済期の延長
 - (11) 1,000,000円以上の支出を伴う通常の業務の範囲外取引
 - (12) 日常業務の遂行（月次の給与支払を含む。）の範囲を超える取引
 - (13) 取締役、監査役及び従業員の委任条件又は労働条件の重要な部分の変更、大規模な人員の異動を含む対象会社等内の組織の変更（合計して月1,000,000円以上の変動が見込まれる場合、重要な変更とみなす。）
 - (14) 会計原則の変更
 - (15) 増資、減資、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付、事業譲渡、事業譲受その他類似の組織再編行為
 - (16) 剰余金の配当又は自己株式の取得
 - (17) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行
 - (18) 株式の分割又は併合
 - (19) 対象会社等の株式又は新株予約権の譲渡又は取得に対する承認又は買取人の指定
 - (20) 新たな取締役その他の役員の選任又は解任（再任及び辞任役員の辞任を除く。）及び従業員の採用又は解雇
 - (21) 役員等（会社法第423条第1項に定める「役員等」をいう。以下同じ。）の報酬（役員等の使用人給与及び賞与も含む。）の改定又は決定
 - (22) 株主総会決議を必要とするその他の事項
 - (23) 対象会社等の財務状況に悪影響を与え、又は与えるおそれのある行為
 - (24) その他上記(1)乃至(23)において禁止されている行為をなす契約若しくは法的拘束力を持つ合意又は機関決定
- 2. 買主が、本契約締結日からクロージング日までの間、自ら又は弁護士、公認会計士及び税理士等の専門家を通じて、対象会社等の営業時間中、対象会社等に関する情報への合理的なアクセスを要請した場合、売主は、対象会社をして、かかる要請に協力させるものとする。
 - 3. 売主は、第3条第2項に定める前提条件が満たされるよう合理的な範囲の努力を行うものとする。
 - 4. 売主は、辞任役員をして、対象会社に対して、クロージング日付で対象会

社の役員を辞任する旨の辞任届を提出させるものとする。

5. (略)
6. 売主は、対象会社をして、クロージングに先立ち、取締役会を開催させ、当該取締役会において、本株式譲渡を承認する旨の決議を行わせるものとする。
7. 売主は、クロージングに先立ち、株主総会を開催し、当該株主総会において、本契約の締結を承認する旨の議案を提示し、当該議案が可決されるよう合理的な努力を行うものとする。また、売主は、反対株主による株式買取請求に対する対応、売主の株主に対する本株式譲渡の通知又は公告、その他本株式譲渡を行うために売主が行う必要のある手続を全て履践するものとする。
8. (略)
9. (略)
10. 売主は、対象会社をして、クロージング日までに、対象会社が保有する自己株式全て（普通株式2,288株）を消却するものとする。
11. 売主は、クロージング日中に、本株式に設定されている質権を解除させるものとする。
12. (略)
13. (略)
14. (略)
15. (略)
16. (略)
17. 売主は、クロージング日までに、対象会社をして、月当たり80時間を超過する稼働及び36協定の特別条項に違反する稼働が生じないようにする体制を整備させるものとするよう努力するものとする。
18. 売主は、クロージング日までに、対象会社をして、法令に従って、1年で5日以上の有給休暇を従業員に取得させる体制を整備させるよう努力するものとする。
19. (略)

第6条の2（買主のクロージング後の義務）

買主は、クロージング後最低1年間、クロージング日において対象会社に在籍する従業員の雇用を維持するとともに、クロージング時点の労働条件を実質的に下回らせないことを保証する。ただし、対象となる従業員の責に帰すべき事由が存在する場合及び就業規則に基づく場合、並びに著しい経済情勢の悪化があった場合その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

第6条の3（売主のクロージング後の義務）

1. 売主は、クロージング日から1年間を経過する日まで、自ら又は第三者を通じて、対象会社の事業と競合する事業を直接又は間接に行わないものとする。
2. 売主は、クロージング日から1年間を経過する日まで、対象会社の役員等又は従業員に対して、退職、退任、独立又は転職等を直接間接を問わず勧誘又は勧奨してはならないものとする（ただし、買主と個別に合意した場合を除く。）。
3. 売主は、クロージング後1年間、クロージング日までにおいて売主が対象会社等にシェアードサービスとして提供しているIT部門のサポートを継続し、売主が対象会社等に提供しているサービスのアカウントの貸与を継続するものとする。また、売主は、買主又は対象会社による独自のIT部門の構築にあたっての必要なサポート業務を実務上合理的な範囲で協力するものとする。売主によるかかるサポート及び貸与の対価は本株式譲渡価額に含まれるものとし、買主及び対象会社等は追加の対価を売主に支払うことを要しない。
4. 売主は、対象会社の経営の買主への引継ぎを円滑に行うため、買主からの質問、資料提示等の要請に対して、実務上合理的な範囲で誠実に応じるものとする。
5. 売主は、クロージングの前後を問わず、実務上合理的な範囲で対象会社の取引先と対象会社との関係維持に協力するものとする。

第7条（買主の誓約事項）

1. 買主は、法令等（法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制の総称。以下同じ。）、定款その他の社内規則及び買主が当事者となっている又は買主若しくはその資産を拘束する契約に基づき、本契約の締結及び履行のために買主に必要な一切の手続を履践する。
2. 買主は、第3条第1項に定める前提条件が満たされるよう商業上合理的な範囲での努力を行う。

第8条（売主による補償）

1. 売主は、本契約に基づく売主の義務又は第4条第1項及び第2項に定める売主の表明及び保証の違反に起因又は関連して買主が損害、損失及び費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という。）を被った場合、クロージ

ング後1年間に限り、かかる損害等を、買主に対して補償するものとする。ただし、売主による別紙4.2第8号及び第9号に定める表明保証違反に関しては7年間、本条第5項に定める①及び③の事項並びに、別紙4.2第22号から第24号に定める表明保証違反に関しては5年間、本条第5項に定める②の事項並びに、別紙4.2第4号、第5号、第11号から第13号、第15号、第16号及び第27号に定める表明保証違反は3年間、また、売主による第11条及び第13条の違反並びに、別紙4.2第6号及び第7号に定める表明保証違反に関しては期限の定めなく（期間があるものは、当該期間）、買主は売主に対して書面により損害等の補償を請求することができ、売主は当該損害等の補償をしなければならないものとする。また、売主の本契約に基づく補償額は、合計で本株式譲渡価額に相当する金額を上限とし、個別の補償額の上限は以下のとおりとする。

（ア）別紙4.2第4号から第7号に定めるもの：本株式譲渡価額

（イ）別紙4.2第11号及び第13号に定めるもの：本株式譲渡価額の30%

（ウ）本条第5項に定める②の事項並びに、別紙4.2第3号、第8号、第9号、第12号、第15号、第27号及び第30号に定めるもの：本株式譲渡価額の20%

（エ）その他個別に定めのないもの：本株式譲渡価額の10%

2. 本条に従って売主が買主に対して補償義務を負う場合、本株式譲渡価額から補償義務の額が減額されたものとして取り扱われるものとする。
3. 売主は、買主が本条に基づく損害等の補償又は賠償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、当該拡大した損害等にかかる金額については、本条に基づく損害等の補償又は賠償の責任を免れるものとする。
4. 売主が本契約に基づく義務に違反した場合又は表明及び保証に違反があった場合、買主は、本条に定める補償等の請求、第10条に定める解除等その他の本契約に定める権利行使を除き、債務不履行責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、売主に対して補償等、解除その他の権利行使をすることはできないものとする。
5. 第1項の適用において、①従業員への賃金の支払に関して、従業員から未払賃金の支払請求、クレーム、損害賠償請求その他の請求又は主張がなされた場合には、対象会社が当該従業員に支払った金額（合理的な弁護士費用を含む。）を、②2025年2月12日付「調達不正に関する調査報告書」において認定されている対象会社の元従業員による不正取引又はクロージングまでに発生した当該不正取引以外の従業員による不正取引により、対象会社又は買主に損害・合理的な費用等（未知の税務リスクや訴訟関連費用等を含む。）が

生じた場合には、当該損害・費用等を、③その他従業員の過重労働、36協定の特別条項を超えた稼働その他法令違反により対象会社に罰金又は科料が科された場合は当該罰金等の金額を、買主の損害額とみなす。

第9条（買主による補償）

買主は、本契約に基づく買主の義務又は第5条第1項に定める買主の表明及び保証の違反に起因又は関連して売主が損害等を被った場合、クロージング後1年間に限り、かかる損害等に関して、売主に対して補償するものとする。

第10条（解除等）

1. 売主は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、買主に対する書面による通知により、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 買主が本契約上の義務又は表明保証に重要な点において違反し、これに対する治癒の催告後14日以内に当該違反が治癒されなかったとき。
 - (2) 買主が支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥り又は買主について破産手続、民事再生手続その他適用される倒産手続（以下「倒産手続等」という。）開始の申立があったとき、若しくはこれらの手続が開始されたとき。
 - (3) 本契約締結日後3か月以内に、本株式の譲渡が実行されなかったとき。
2. 買主は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、売主に対する書面による通知により、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 売主が本契約上の義務又は表明保証に重要な点において違反し、これに対する治癒の催告後14日以内に当該違反が治癒されなかったとき。
 - (2) 売主が支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥り又は売主について倒産手続等開始の申立があったとき、若しくはこれらの手続が開始されたとき。
 - (3) 本契約締結日後2か月以内に、本株式の譲渡が実行されなかったとき。
3. 本契約が解除された場合であっても、本項の他、第8条、第9条、第11条乃至第19条の規定はなお効力を有する。
4. 第1項及び第2項にかかわらず、売主及び買主は、本株式の譲渡の実行後は、理由の如何を問わず、本契約を解除することはできないものとする。

第11条（秘密保持義務）

1. 売主及び買主は、本契約の交渉及び履行の過程において相手方より受領した情報、本契約に関する交渉の経過・内容、並びに本契約締結の事実及び内容について、事前に相手方の書面による承諾なくしてこれを第三者（本契約締結日時点の株主及び新株予約権者を除く。）に開示、漏洩又は公開せず、また本契約の目的以外に利用しない。ただし、本契約の締結又は履行のために、その親会社、子会社及び関連会社に開示する場合、及びそれぞれの弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザーその他法令等上秘密保持義務を負う専門家に対して開示する場合は除く。
2. 前項に基づく義務は、次の場合には適用されない。
 - (1) 受領当事者が開示当事者から受領する前に自ら適法に保有していた情報
 - (2) 受領当事者が開示当事者から受領する前に既に公知となっていた情報
 - (3) 受領当事者が開示当事者から受領した後公知となった情報。ただし、受領当事者の責めによらずに公知となった場合に限る。
 - (4) 受領当事者が正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
3. 売主は、本株式譲渡の実行までの間に知得した対象会社に関する情報について、クロージング日以降、厳にその秘密を保持するものとし、これを第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約に基づく権利の行使又は義務の履行のためにのみこれを使用するものとする。
4. 買主は、本株式の譲渡の実行後は、対象会社に関する情報については、第1項の秘密保持義務を負わないものとする。
5. 売主及び買主は、第1項但書に従い秘密情報を開示した第三者（法令等上秘密保持義務を負う専門家を除く。）に対して、本条に基づいて自らが負う義務と同等の義務を遵守させるものとする。
6. 第1項の規定にかかわらず、売主は、司法・行政機関等（裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関、行政機関及び自主規制機関の総称とする。以下同じ。）の判断等（判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可、通達、行政指導その他の判断の総称とする。以下同じ。）、法令等又は金融商品取引所の規則により情報の開示を求められた場合、法令等に基づき及び実務上可能な範囲で事前に買主に対して書面にて通知の上、合理的な範囲で開示を行うことができる。
7. 第1項の規定にかかわらず、買主は、司法・行政機関等の判断等、法令等又は金融商品取引所の規則により情報の開示を求められた場合、法令等に基づ

き及び実務上可能な範囲で事前に売主に対して書面にて通知の上、合理的な範囲で開示を行うことができる。

8. 第1項の規定にかかわらず、売主は、一般社団法人M&A支援機関協会（以下「協会」という。）が管理する特定事業者リストの登録要件に該当し得る事由が生じた場合には、買主に対して事前に通知した上で、協会に対し、特定事業者リストの制度目的のために合理的に必要な範囲で、秘密情報を開示することができる。

第12条（公表）

買主及び売主は、本株式譲渡に関して、相手方の同意なく対外的な公表（疑義を避けるために付言すると、前条第6項、第7項及び第8項に従った開示はこれに含まれない。）を行ってはならない。

第13条（契約上の地位の移転）

売主及び買主は、他の当事者の事前の書面による同意なくしては、本契約上の地位及びこれに基づく権利・義務の全部又は一部につき、譲渡、担保提供その他の一切の処分を行ってはならない。

第14条（連絡方法）

本契約に基づく売主及び買主の間の通知その他一切の連絡は、書面により手交、又は以下住所宛てに書留郵便、電子メール若しくはファクシミリによって送付されるものとする。

第15条（契約の変更・修正）

本契約は、売主及び買主による書面による合意によってのみ、変更又は修正することができる。

第16条（完全合意）

本契約は、本株式譲渡に関する当事者間の完全な合意を構成するものであり、かかる事項に関する従前のいかなる契約も、全て無効とする。

第17条（分離条項）

本契約のいずれかの条項が無効又は違法となったときは、その無効又は違法は、いかなる意味でも本契約の他の条項に影響せず、有効性を損なわず、無効とすることはしないものとし、本契約の他の条項は全て全面的に有効であるものとする。

第18条（費用負担）

売主及び買主は、本契約に別途明確に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連して各自に発生する費用については、各自これを負担するものとする。ただし、対象契約のうち本株式譲渡につき相手方に対する通知・届出等が必要とされている契約について、承諾を取得し、又は通知、届出することに対して発生した費用については対象会社の負担とし、当該費用発生における本株式譲渡価額の調整は行わないものとする。

第19条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 売主及び買主は、本契約に起因又は関連する一切の紛争について、被告の住所地又は本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第20条（誠実協議）

本契約に規定のない事項又は本契約の条項に疑義が生じた場合には、売主及び買主は誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

別紙4.1

第4条第1項に定める売主の表明保証

- (1) 売主は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、その財産を所有し、本契約を締結し、かつ本契約上の義務を行うために必要な権利能力及び行為能力を有していること。
- (2) 売主による本契約の締結及び履行は、売主の目的の範囲内の行為であり、売主は、本契約の締結及び本契約上の義務を履行するにあたり、法令等、定款その他の社内規則において必要とされる手続を全て履践していること。
- (3) 本契約は、売主により適法かつ有効に締結されており、かつ買主によって適法かつ有効に締結されることにより、売主の適法、有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、かつ、かかる義務が、倒産手続等に関する法令等に従い制約を受ける場合を除き、本契約の各条項に従い売主に対して執行可能であること。
- (4) 売主による本契約の締結及び履行は、売主に適用ある法令等に違反するものではなく、売主が当事者となっている契約等について、債務不

履行事由、解除、終了、取消、解約若しくは無効原因となる事由、早期償還事由若しくは期限の利益喪失事由又は通知、時間の経過若しくはその双方によりこれらの事由に該当することとなる事由（以下、総称して「債務不履行事由等」という。）を構成するものではなく、かつ司法・行政機関等の判断等に違反又は抵触するものではないこと。

- (5) 売主は、自己につき倒産手続等の申立を行っておらず、第三者からこれらの申立がなされた事実もないこと。売主に、これらの手続の開始の原因となる事実は存在しないこと。売主の財産に対して差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売がなされていないこと。
- (6) 売主は、本契約の締結及びその履行に関し適用ある法令等に従い必要となる日本の官公庁その他の第三者の許認可、承諾、同意等の取得その他の手続（もしあれば）であって各表明時点までに売主が履践しなければならないものを適法に履践していること。
- (7) 売主は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに類する者を総称するという。以下同じ。）ではなく、また、以下の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (i) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (ii) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (iii) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (iv) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (v) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (vi) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力であること。
 - (vii) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものであること。

クロージング日において、売主が本株式の全てについて正当な保有者であり、株主としての権利その一切の権利を有していること。

第4条第2項に定める売主の表明保証

- (1) 対象会社等は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な全ての権利能力及び行為能力を有すること。
- (2) 対象会社子会社を除き、対象会社の子会社、関連会社及び関係会社は存しないこと。また、対象会社は対象会社子会社の株式の全てを保有していること。
- (3) 本契約の締結及び履行は、対象会社等に対して適用のある法令等又は定款その他の社内規則のいずれに対する違反も生じさせず、対象会社等を当事者とし又はその資産を拘束する契約に対する違反を生じさせず、かつ、対象会社等に対する又はこれを拘束する司法・行政機関等の判断等に対する違反を生じさせるものではないこと。（ただし、軽微な違反を除く。）
- (4) 対象会社が発行する株式の総数は、2,388株（普通株式2,288株、A種類株式100株）であり、その全てが適法かつ有効に発行され、かつ全額払込済みであること。対象会社は自己株式として普通株式2,288株を、適法かつ有効に保有していること。また、売主の知りうる限り、対象会社が過去に行った剰余金の配当及び自己株式の取得は、分配可能額の範囲で行われたこと及び株券の交付が行われたことを含め、適法かつ有効に行われたこと。
- (5) 対象会社等が、買主に対して交付した対象会社等の登記事項証明書には対象会社等が本契約締結日現在において登記すべき全ての事項が記載されていること。また、対象会社等が、買主に対して交付した対象会社等の定款及び株主名簿は、対象会社等に関する情報を正しく記載しており、誤解を生じさせないために必要な事実を欠いていないこと。
- (6) （略）
- (7) 対象会社は、本株式譲渡に関し、必要な全ての法令等及び定款その他の社内規則に従った必要な社内手続を全て履行しており、買主は本株式譲渡の実施により、クロージング日において、何らの本負担なしに本株式にかかる完全な権利を取得できること。
- (8) 売主の知りうる限り、対象会社が、買主に対して交付した対象会社の計算書類は、日本において一般に公正妥当と認められている会計基準及び会計慣行に従い作成されており、その作成基準日又は対象期間における対象会社の財務状況及び経営成績を適正かつ正確に表示したものであること。（ただし、1,000,000円未満の軽微な誤りを除く）
- (9) 対象会社等は、売主が対象会社の株式を取得した後、適法に納税申告書を作成、提出しており、支払うべき税金、社会保険料その他公租公課の不払い、滞納の事実は存在しておらず、また、売主の知りうる限り、売主が対象会社の株式を取得するまでの期間において、適法に納

税申告書を作成、提出しており、支払うべき税金、社会保険料その他公租公課の不払い、滞納の事実は存在しないこと。対象会社等が源泉徴収又は回収の義務を負う公租公課については、売主が対象会社の株式を取得した後、その全てが適法かつ適時に源泉徴収又は回収され、税務当局への支払が期限までに行われており、また、売主の知りうる限り、売主が対象会社の株式を取得するまでの期間において、その全てが適法かつ適時に源泉徴収又は回収され、税務当局への支払が期限までに行われていること。

- (10) 売主の知りうる限り、対象会社等は、2026年8月14日以降、事業を通常の業務の範囲内で遂行していること。
- (11) 対象会社等は、適用ある法令等又は司法・行政機関等の判断等を遵守している（ただし、軽微な違反を除く。）こと、司法・行政機関等から重大な違反について指摘を受けていないこと。また、売主の知りうる限り、対象会社はその事業において信書を違法に送付した事実はないこと、及び信書を違法に送付しないための適切な信書確認体制が構築・運用されていること。
- (12) 対象会社等は、現在行っている事業の遂行のために必要又は要求される全ての登録、届出、許可、認可、免許等（プライバシーマーク認証及び古物営業許可を含む。以下「本許認可等」と総称する。）を適法かつ有効に取得しかつ維持していること（ただし、通常の事業運営に支障をきたさない許認可を除く）。また、対象会社等は、事業上取得していない許認可等（利用運送業、倉庫業を含むがこれらに限らない。）について、これらの許認可等を要する事業は遂行していないこと。
- (13) 売主の知りうる限り、対象会社等は、個人情報（個人情報の保護に関する法律において定義される「個人情報」を意味する。）を適法に取り扱っており（オプトアウトの届出が適法になされていること及びオプトアウトに伴う規制の順守を含む。）、委託先への監督体制を含め、個人情報の管理及び安全管理措置が、売主の知りうる限り、法令に準拠して適切に構築・運用されていること。
- (14) 本許認可等が変更され、停止され、無効となり、取り消され、又は更新が拒絶されることとなる事由は存在しないこと。
- (15) 対象会社等は、対象会社等が所有、占有又は使用する対象会社等の事業に必要不可欠な資産につき、環境関連法規に違反していない（ただし、軽微な違反を除く。）こと。対象会社等は、対象会社等からの物質の排出、放出又は廃棄については、環境関連法規を遵守してこれを行っていること。また、対象会社等は、司法・行政機関等又はその他第三者から、環境関連法規に違反し又は違反するおそれがある旨の通知又は連絡を受けたことがないこと。また、売主の知りうる限り、対象会社等は、対象会社等からの物質の排出、放出又は廃棄により、土壌を汚染しておらず、また、そのおそれもないこと。
- (16) 売主の知りうる限り、本契約締結日現在、対象会社の通常取引にお

いて発生する留置権、先取特権その他の法定担保物権を除き、対象会社等が保有している資産に本負担は設定されておらず、当該資産につき対象会社等による現行の態様での使用を制限し又はその支障となる事由は一切存せず、売主の知りうる限り、そのおそれもないこと。売主の知りうる限り、本契約締結日現在、対象会社等は保証債務を一切負担していないこと。

- (17) 対象会社等は、本契約締結日現在行っている事業を適正に遂行するために使用している全ての有形又は無形の資産につき、その使用のために必要な有効かつ対抗要件を備えた所有権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、その他の知的財産権、賃借権又は使用权を保有していること。売主の知りうる限り、対象会社等は、本契約締結日現在、第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権、所有権、占有権その他の権利を侵害しておらず、過去に侵害した事実又は侵害を主張された事実は存在しないこと。
- (18) 売主の知りうる限り、対象会社等が本契約締結日現在行っている事業を適正に遂行するために使用している全ての有形又は無形の資産は、通常の使用による損耗を除き、通常の業務過程において支障なく稼働しているか、現行の態様での使用に適した状態にあること。売主の知りうる限り、対象会社等が所有する資産については、対象会社が単独で処分し得ること。売主の知りうる限り、対象会社等が適法に使用する権利を有している資産については、当該権利を基礎付ける契約について債務不履行事由等、第三者からの訴訟、クレーム、司法・行政機関等の判断等その他対象会社等による現行の態様での使用を制限し又はその支障となる事由は一切存しないこと。
- (19) 対象会社は、その事業及び資産を対象とする、対象会社と同種の事業を営む事業者が通常加入しているものを下回らない適切な損害保険を付し、かつ、これを適法かつ有効に維持していること。対象会社が締結している保険契約について、支払時期の到来した保険料は全て支払済であること。
- (20) 対象会社が当事者となっている対象会社の事業の遂行に必要な契約は、有効かつ執行可能であり、売主の知りうる限り、契約当事者に義務違反が生じているもの又は解除事由その他の終了事由（更新拒絶の通知を含む。）が生じているものは存在せず、その具体的なおそれもないこと（対象会社が過去に日本郵便株式会社との契約に定める最低差出数量を満たさなかった事実がないことを含む。）。売主の知りうる限り、対象会社の重要な得意先及び仕入先等の取引先（日本郵便株式会社及びヤマト運輸株式会社を含む。）との間において、取引の継続を妨げる重大な事由（不利益な条件変更等の通知等を受けていないことを含む。）は生じていないこと。対象会社が当事者となっているいかなる契約にも、対象会社に対して競業避止義務等対象会社の事業を制約する条項は存在しないこと。対象会社が当事者となっている対象会社の事業の遂行に必要な重要な契約に、本株式譲渡の実施が対象

会社の義務違反を構成し若しくは解除その他の終了事由となるもの（対象会社の株主構成の変更を解除事由とする条項を有する場合を含む。）は存在しないこと。売主の知りうる限り、対象会社の重要な得意先及び仕入先等の取引先との関係に関し、本株式譲渡に起因して取引の終了、条件の変更その他の悪影響が生じる具体的なおそれはないこと。また、対象会社において、年間投資額100万円を超える、既存の業務フロー上は利用されていない新規のシステム開発、SaaS利用、その他これに類する取引（「オクレル」「クバレル」の2サービスを含むがこれに限らない。）は存在しないこと。

- (21) 対象会社等とその役員等、従業員又は株主の全て又は一部との間で締結されている契約は存在しないこと。ただし、役員等の就任に関する契約及び雇用契約を除く。
- (22) 売主の知る限り、対象会社等は、全ての役員等に対して法令等に定める範囲内において報酬等（退職金を含む。）を適正に支給し、かつ、従業員に対して法令等及び対象会社等の社内規程において定められている賃金（退職金を含む。）を全額適正に支給し、また、法令等及び対象会社等の社内規程において定められている退職金（退職手当、退職一時金、退職年金、その他あらゆる種類の退職に関連して支給される金銭その他のものを含む。本号において同じ。）の積み立てを適正に行っており、支給を怠っている報酬等、賃金又は積み立てを怠っている退職金は存在しないこと。
- (23) 対象会社等とその従業員との間で、労働罷業、ピケッティング、業務停止、怠業等の労働紛争、労働争議を含む人事に関する紛争は一切存在せず、売主の知る限り、かかる労使紛争発生の原因となり得る具体的な事情は存在しないこと（労働条件通知書において必要な労働条件が通知されていないことによって紛争等が生じていないこと、売主の知りうる限り、かかる紛争等が生じる具体的なおそれがないことを含む。）。対象会社等において、セクシャルハラスメントその他法令等の違反となるような労働関係は存在せず、また、業務上疾病その他の労働災害は存在しないこと。対象会社等において、ハラスメントに関して講ずるべき措置が法令に従って適切に整備されていること。対象会社において管理監督者として扱われている従業員について、管理監督者性を適法に有していること。対象会社は、労働安全衛生法を含む法令等に違反しておらず、売主の知る限り罰金等の制裁を受ける具体的なおそれがないこと。
- (24) 対象会社において、過半数代表者が適切に選任されていること、売主の知りうる限り、過去に就業規則の違法な不利益変更が生じていないこと。
- (25) 対象会社等につき、倒産手続等の申立は行われていないこと。対象会社等は支払不能又は支払停止の状態になく、売主の知りうる限り、対象会社等に、倒産手続等の開始の原因となる事実は存在しないこと。また、対象会社等の財産に対して差押、仮差押、仮処分、強制執行又

は競売がなされていないこと。

- (26) 対象会社等を当事者とする係属中の訴訟、仲裁、調停その他の裁判上又は行政上の手続は存在せず、売主の知りうる限り、その具体的なおそれも存在しないこと。対象会社等は、顧客又は取引先等より、現在又は過去の注文、取引又は契約に関して、買主に開示したものを除き、重大なクレーム等（製造物責任に関するクレーム等を含むがこれに限られない。）を一切受けていないこと。
- (27) 2025年2月12日付「調達不正に関する調査報告書」において認定されている対象会社の元従業員による不正取引について、合理的な再発防止策が対象会社において適切に実施・運用されていること。また、売主の知りうる限り、当該不正取引以外に対象会社等において不正な取引は行われていないこと。
- (28) 対象会社等は、日本国の内外において、過去に刑事罰又は行政罰を受けたことは無いこと。
- (29) 対象会社等は、反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力との間で何らの取引関係（消費者契約法（平成12年法律第61号、その後の改正を含む。）第2条第3項に定義される消費者契約を除く。）、資金の提供、便宜の供与、経営の関与その他一切の社会的に非難されるべき関係又は交流がないこと。また、以下の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (i) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (ii) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (iii) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (iv) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (v) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (vi) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力であること。

対象会社又は売主が、買主による対象会社に関するデュー・ディリジェンスその他の調査において提出した資料及び説明した内容は、全ての重要な点において真実かつ正確であり、誤解を生じさせないために必要な重要な事実を欠いていないこと。売主の知りうる限り、対象会社及び売主は、上記調査において、情報の隠蔽その他上記調査を妨げる行為を行っておらず、買主の質問に誠実に回答したこと。また、対象会社又は売主が買主に対して開示した情報に含まれる一切の個人情報については、適法に入手され、適法に買主に提供されたものであること。

第5条第1項に定める買主の表明保証

- (1) 買主は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、その財産を所有し、本契約の締結及び本契約に規定された義務の履行に必要な権利能力及び行為能力を有すること。
- (2) 買主による本契約の締結及びその履行は、買主の目的の範囲内の行為であり、買主は、本契約を締結し、これを履行するために適用ある法令等及び定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続を履践していること。
- (3) 本契約は、買主により適法かつ有効に締結されており、かつ売主によって適法かつ有効に締結されることにより、買主の適法、有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、かつ、かかる義務が、倒産手続等に関する法令等に従い制約を受ける場合を除き、本契約の各条項に従い買主に対して執行可能であること。
- (4) 買主による本契約の締結及び履行は、買主に適用ある法令等、定款その他の社内規則に違反するものではなく、買主が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ司法・行政機関等の判断等に違反又は抵触するものではないこと。
- (5) 買主は、自己につき倒産手続等の申立を行っておらず、第三者からこれらの申立がなされた事実もないこと。買主は支払不能又は支払停止の状態になく、買主に、倒産手続等の開始の原因となる事実は存在しないこと。買主の財産に対して差押、強制執行又は競売がなされていないこと。
- (6) 買主は、本契約の締結及びその履行に関し適用ある法令等に従い必要となる日本の官公庁その他の第三者の許認可、承諾、同意等の取得その他の手続（もしあれば）であって各表明時点までに買主が履践しなければならないものを適法に履践していること。
- (7) 買主は、反社会的勢力ではなく、また、以下の各号のいずれにも該当しないこと
 - (i) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (ii) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (iii) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

(iv) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(v) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(vi) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力であること。

(vii) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものであること。

買主は、クロージング日において、本株式譲渡価額の支払を行うために十分な資金を有していること。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
1	か とう さと し 加 藤 聡 志 (1980年8月6日) 【再任】	2004年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 入社 2008年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン 入社 2011年9月 バクスター株式会社 入社 2013年12月 一般社団法人日本データサイエンス研究所設立 代表理事就任 2014年7月 RISU Japan設立 取締役就任 2016年3月 リーズンホワイ株式会社 社外監査役就任 2018年7月 株式会社日本データサイエンス研究所（現当社）設立 当社代表取締役CEO就任（現任） 2022年11月 株式会社ファイナンス・プロデュース 取締役就任（現任） 2023年10月 メールカスタマーセンター株式会社 取締役就任（現任） 2025年10月 MCC Logistics株式会社 取締役就任（現任）	3,936,900株
	【選任理由】 加藤聡志氏は、創業から代表取締役として事業の発展を牽引してきました。今後 もグループの事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できることから、 引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
2	さ とう あす か 佐 藤 飛 鳥 (1981年 1 月31日) 【再任】	2005年 7 月 アクセンチュア株式会社 入社 2012年 1 月 起業を経て、アクセンチュア株 式会社 再入社 2020年 1 月 当社 入社 2024年 7 月 当社常務執行役員C00就任 2025年 9 月 当社代表取締役C00就任 (現任)	45,600株
	【選任理由】 佐藤飛鳥氏は、戦略コンサルタントとして培った豊富な業務経験を活かし、当社の収益拡大、事業開発及び組織発展を牽引してまいりました。当社の戦略的パートナーシップによるアライアンス戦略を推進し、確固たる事業基盤を構築するとともに、持続的な成長に向けた組織拡大にも多大な貢献をしております。これらの実績と知見を踏まえ、当社の更なる企業価値向上に資するものと期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	ひら い りょう すけ 平 井 良 介 (1989年 2 月20日) 【再任】	2013年 2 月 有限責任監査法人トーマツ 入 所 2024年 4 月 当社 入社 2024年 8 月 株式会社ファイナンス・プロデ ュース 監査役就任 2024年 8 月 メールカスタマーセンター株式 会社 監査役就任 2025年 4 月 当社執行役員CA0兼コーポレー ト部門長就任 2025年 7 月 当社執行役員CF0就任 2025年 8 月 株式会社ファイナンス・プロデ ュース 取締役就任 (現任) メールカスタマーセンター株式 会社 取締役就任 (現任) 2025年 9 月 当社取締役CF0就任 (現任) 2025年10月 MCC Logistics株式会社 取締役 就任 (現任)	—
	【選任理由】 平井良介氏は、公認会計士として監査法人における豊富な業務経験と財務及び会計に関する専門知識を有し、当社のコーポレート部門を統括、グループの経営管理を通じて企業価値の最大化に貢献してまいりました。M&Aによる非連続な成長とグループ拡大が見込まれる中、更なるガバナンス体制の強化を推進し、当社の持続的な成長と健全な経営基盤の確立に資するものと期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
4	た な か けん じ 田 中 謙 司 (1974年12月15日) 【再任】	2000年4月 マッキンゼー・アンド・カンパ ニー・インコーポレイテッド・ ジャパン 入社 2003年9月 日本産業パートナーズ株式会社 入社 2006年5月 東京大学大学院工学系研究科助 教就任 2013年1月 東京大学総括プロジェクト機構 特任准教授就任 2019年2月 東京大学大学院工学系研究科 准教授就任 2020年10月 株式会社グリッド 社外取締役 就任（現任） 2021年5月 当社社外取締役就任（現任） 2024年2月 東京大学大学院工学系研究科 教授就任（現任）	5,600株
【選任理由及び期待される役割の概要】 田中謙司氏は、東京大学大学院工学系研究科の教授であり当社の事業領域であるAI/DXに関する豊富な知識と経験を有しております。アカデミックな領域だけでなく、コンサルティング会社や投資ファンドでの業務経験による有用な助言、取締役間での適切な牽制機能が期待できることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
5	けん もち しゅん 釧 持 駿 (1989年11月16日) 【再任】	2014年 4 月 プロクター・アンド・ギャン ブル・ジャパン株式会社 入社 2018年 7 月 SAICOO株式会社 代表取締役 就任 2021年 7 月 コロニー株式会社 取締役COO 就任 2023年 8 月 株式会社CHAPTIM 代表取締役 就任 2024年 7 月 株式会社enableX 取締役CEO 就任 2025年 6 月 株式会社enableX 代表取締役 CEO 就任 (現任) 2025年 9 月 当社社外取締役就任 (現任)	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 釧持駿氏は、コンサルティングファーム及び事業会社にて、経営戦略・事業開 発・マーケティング領域で豊富な経験と実績を有しております。起業家としては3 社の創業・売却、投資家としてはハンズオン支援による企業価値向上及びエグジ ットの実績を有しております。多面的な視点に基づく有用な助言、取締役間にお ける適切な牽制機能が期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたし ました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中謙司氏及び釧持駿氏は社外取締役候補者であります。
3. 田中謙司氏及び釧持駿氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社
外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって田中謙司氏が5年4か
月、釧持駿氏が1年となります。
4. 当社は、田中謙司氏及び釧持駿氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づ
き、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており
ます。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に
定める最低責任限度額としております。田中謙司氏及び釧持駿氏の再任が承認
された場合には当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており
ます。各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者と
なり、次回更新は2027年6月に予定しております。
- なお、その契約内容の概要は、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起
された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損
害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を補償対象としています。
6. 当社は、田中謙司氏及び釧持駿氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と
して届け出ており、両氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする
予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ
カンファレンスセンター 1階 RoomA
TEL 03-6206-4855



交通 JR中央線・総武線「御茶ノ水」駅 聖橋口より 徒歩1分
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 B2出口より 徒歩2分
東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅 出口1より 徒歩4分
都営新宿線「小川町」駅 B3出口より 徒歩6分